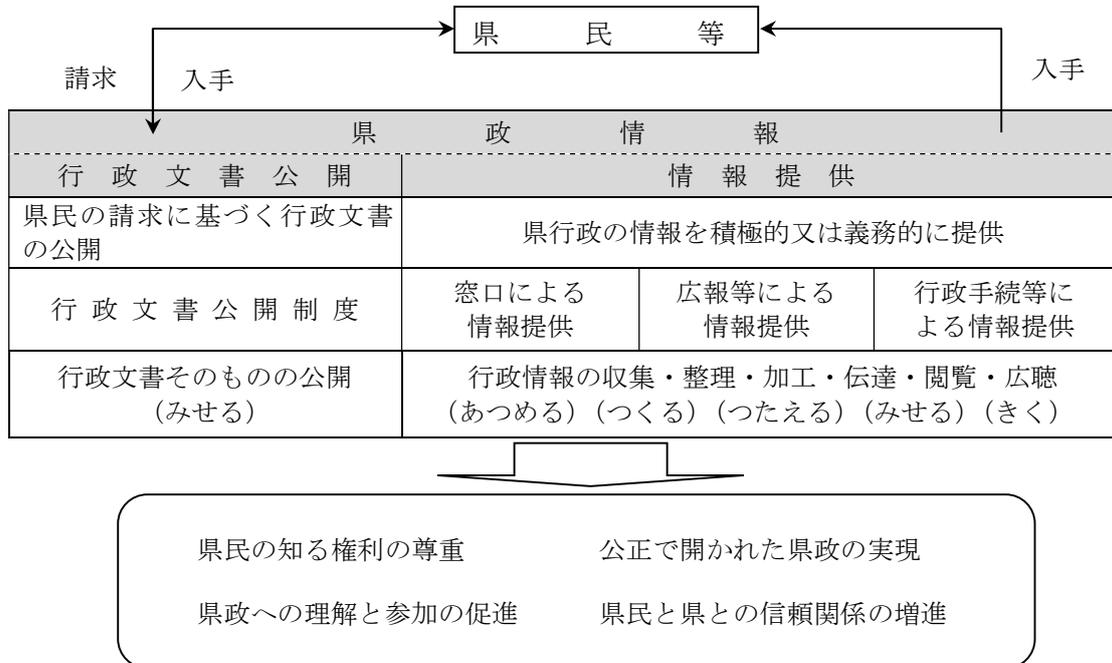


# 資料1 情報公開制度のあらまし

## 1 制度のしくみ

県政に対する県民の皆様の理解を深めていただくとともに、県民の皆様と県との信頼関係を一層増進するために、昭和 58 年度から行政文書公開制度と情報提供を車の両輪とした「情報公開制度」を実施しています。県は、この「情報公開制度」を柱として、より一層開かれた県政の推進に努めています。



## 2 情報公開制度の内容

情報公開制度は、神奈川県情報公開条例に基づき行われています。条例の概要は次のとおりです。

### (1) 制度の目的と基本的な考え方

民主的な開かれた社会を実現するためには、行政のもつ情報が広く県民に公開される必要があります。行政に対する県民の「知る権利」を保障し、行政に「原則公開」を義務づけるのが行政文書公開制度の基本的な考え方です。

この条例では、県民主体の県政を確立する上において、県民の知る権利を尊重し、県政を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、行政文書の公開を請求する権利を明らかにし、それによって県政への県民の理解を深め、県民と県との信頼関係を一層増進することを目的としています(条例第1条)。

このため、「原則公開」の精神に立って、非公開とする行政文書は必要最小限にとどめます。また逆に、個人の秘密、個人の私生活など個人のプライバシーがみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をします(条例第2条)。

## (2) 公開請求の対象

### ア 対象となる行政文書の範囲

制度の対象となる行政文書は、県の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録で、県が現に保管、保存しているものです（ただし、文書などの作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録で県が定めるものは除きます。）。

### イ 公開請求ができる県の機関

県のすべての実施機関（次の 13 機関）及び県が設立した地方独立行政法人が管理している行政文書を公開請求することができます（条例第 3 条）。

知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会

## (3) 公開請求ができる人

「何人も」公開請求できます（条例第 4 条）。

## (4) 非公開とすることができる情報

この制度は「原則公開」を基本とする一方、個人に関する情報など 7 項目の非公開とする情報が定められています（条例第 5 条）。

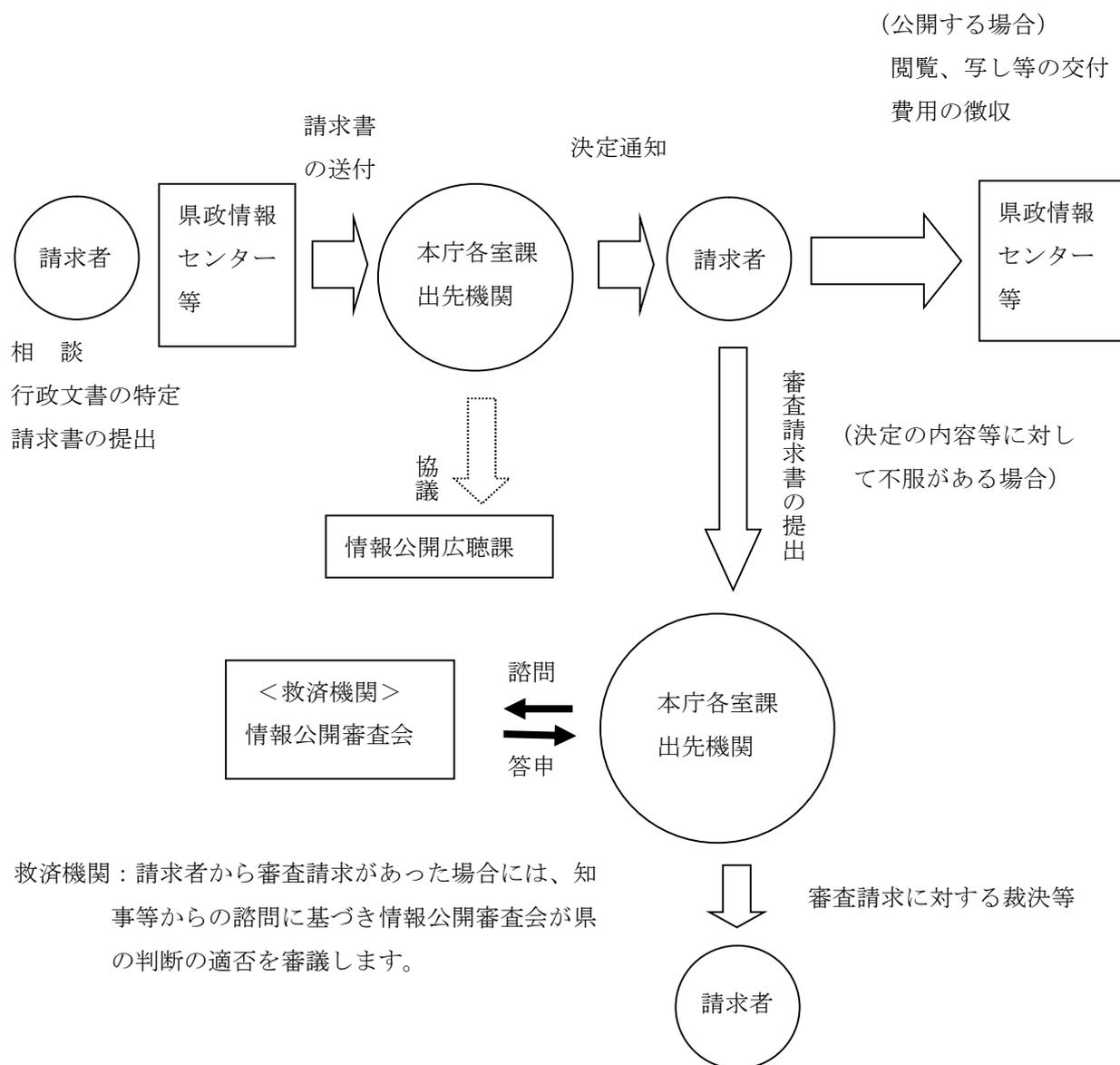
この 7 項目のいずれかに該当する情報が記録されている場合でも、非公開部分を容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できる場合は、一部公開します（条例第 6 条）。

また、行政文書によっては、文書が存在しているかどうかを答えることができない場合があります（条例第 8 条）。

## (5) この制度を利用する人の責務

この制度によって情報を得た人は、条例の目的に即し、その情報を適正に使用しなければなりません（条例第 28 条）。

(6) 行政文書の公開請求手続の流れ



救済機関：請求者から審査請求があった場合には、知事等からの諮問に基づき情報公開審査会が県の判断の適否を審議します。

※1 知事以外の実施機関では、流れが異なる場合があります。

※2 平成28年4月1日以降、行政不服審査法の抜本的な改正に伴い、利便性向上のために行政文書公開請求に係る不服申立てが審査請求に一元化されました。さらに、公正性の向上の観点から新たに導入された審理員制度については、既に神奈川県情報公開審査会で実質的な審理を行っていることを踏まえ、適用除外とする規定を置くなど、条例等の所要の改正を行いました。

主な改正内容は、①不服申立て手続の審査請求への一元化、②審理員による審理手続に関する規定の適用除外、③不作為に対する審査請求の規定、④審査会提出資料等の写しの送付及び閲覧などです。

### 3 情報提供の内容

#### (1) 情報提供の目的

県民に開かれた行政を展開していくには、県民との県政情報の共有を一層推進することが重要です。そのためには行政文書公開制度と相互に補完し合う関係にある情報提供（情報の公表、情報の提供等）の拡充を図っていく必要があります。

#### (2) 県民の求めに応じた情報提供制度（条例第 23 条）

平成 22 年 6 月 1 日より、公開請求によらなくとも、県民の求めに応じ、迅速かつ簡易な手続きにより、次に掲げる行政文書を情報提供できる「県民の求めに応じた情報提供」制度を開始しました。

- ① 過去に公開請求があり全部を公開した行政文書で、求めを受けた時点においても明らかに判断が変わらない行政文書
- ② 既に公表されている情報のみが記載されている行政文書
- ③ その他条例第 5 条各号に規定する非公開情報が含まれていないことが明らかな行政文書

#### (3) 県政情報の公表（条例第 22 条）

実施機関は、県民が公開請求することなく、県政に関する主要な情報（県の政策の基本的な方向を総合的に示す計画、予算編成の方針、予算の内容等）を公表しなければならないとされています。

## 資料2 個人情報保護制度のあらまし

### 1 制度のしくみ

県では、平成2年10月1日に、都道府県で初めて個人情報保護条例を施行しました。これは、県、事業者、県民のそれぞれがその責務や役割を果たすことにより、積極的に個人情報保護の社会的なルールづくりに貢献していこうとする制度です。

その後、個人情報の電子化やネットワーク化の著しい進展等を背景に、平成15年5月に個人情報保護関連5法が公布され、民間事業者の個人情報保護について基本的ルールが定められたことや、国の行政機関に適用される個人情報保護制度について、新たな規定が盛り込まれたこと等を受け、平成17年3月、県の制度をさらに充実したものとするための改正を行い、以降も時々の課題に応じ制度改正を行ってきました。

平成27年度は、行政不服審査法の抜本的な改正に伴い、不服申立ての手續の審査請求への一元化等所要の改正を行い、平成28年4月1日から施行しました。

平成28年度は、番号利用法等の改正に伴い、用語の整理等を行いました。

平成29年度は、改正された個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）等を踏まえ、「個人情報」の定義の改正、要配慮個人情報の新設及び小規模事業者のみを対象とする規定の廃止を行いました。

### 2 個人情報保護制度の内容

#### (1) 制度の目的と特徴

この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることから、県の機関等が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、県内における個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、そのことによって基本的人権の擁護及び公正で民主的な県政の推進に資することを目的としています（条例第1条）。なお、「個人情報の有用性に配慮しつつ」との規定は、個人情報の保護と利用のバランスが適切に図られるように常に留意する必要があるという趣旨で、平成27年10月から追加されたものです。

#### (2) 制度に関する基本的事項

##### ア 対象となる個人情報の範囲（条例第2条）

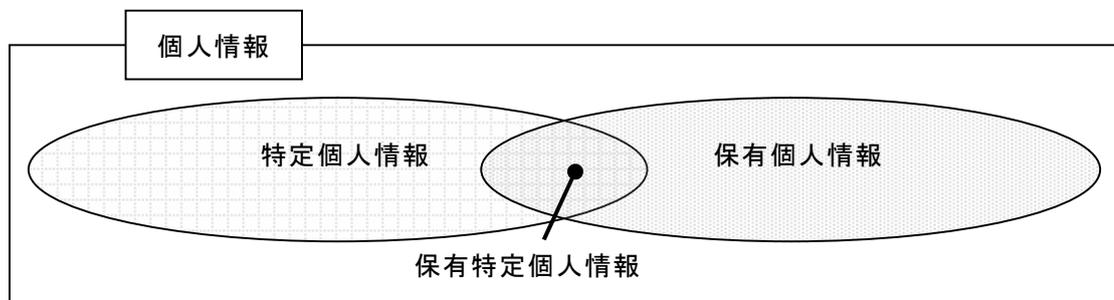
「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」又は「個人識別符号が含まれるもの」です。

「個人識別符号」とは、身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号（顔認識データ、指紋認識データ）や、サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号（旅券番号、運定免許証番号、個人番号等）のことです。

平成27年10月から、それまで対象から除かれていた、いわゆる個人事業主及び団体の役員の当該情報も、個人情報となりました。なお、実施機関における個人情報の利用・提供、廃棄等に関する規定や、自己情報の開示・訂正・利用停止に関する規定について

は、その対象を「保有個人情報」（実施機関が保有している個人情報であって、行政文書に記録されているもの）としています。

個人番号をその内容に含む情報は、他の個人情報と取扱いが異なる部分があるため、「特定個人情報」と呼んでいます。また、特定個人情報かつ保有個人情報に該当するものを「保有特定個人情報」と呼んでいます。



#### イ 対象となる県の機関等及び責務（条例第2条、第3条）

対象となる県の機関等とは、次に掲げる13の県の機関及び県が設立した地方独立行政法人（県立病院機構、県立産業技術総合研究所及び県立保健福祉大学）であり、これらを「実施機関」と規定しています。

知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会

実施機関は、条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報保護の重要性について県民及び事業者の意識啓発に努める責務を有します。

#### ウ 事業者の責務（条例第2条、第4条）

事業者とは、事業を営む法人その他の団体又は事業を営む個人です。

事業者は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、県の施策に協力する責務を有します。また、いわゆるプライバシーポリシー等の作成・公表を事業者の努力義務として規定しています。

#### エ 県民の役割（条例第5条）

県民は、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとされています。

### (3) 実施機関に係る制度の概要

#### ア 実施機関の義務

個人情報を保護するため、実施機関には様々な義務が課せられていますが、そのうち主なものは、次のとおりです。

##### (ア) 要配慮個人情報の取扱いの制限（第6条）

不当な差別や偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要する個人情報である「要配慮個人情報」については、法令の規定に基づいて取り扱うときなど一定の場合を除き実施機関はこれを取り扱うことはできません。

##### **要配慮個人情報**

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| (1) 信条              | (2) 人種            |
| (3) 社会的身分           | (4) 犯罪の経歴         |
| (5) 刑事事件に関する手続      | (6) 少年の保護事件に関する手続 |
| (7) 犯罪により害を被った事実    | (8) 病歴            |
| (9) 心身の機能の障害        | (10) 健康診断等の結果     |
| (11) 医師等による指導・診療・調剤 |                   |

##### (イ) 個人情報取扱事務の登録（第7条）

県民が自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自己の情報に関与することができるように、実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、その事務の名称及び概要等一定の事項を、個人情報事務登録簿に登録し、一般の縦覧に供さなければなりません。また、登録した事項は、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければなりません。

##### (ウ) 収集の制限（第8条）

誤った個人情報や、不必要な個人情報を収集することのないように、実施機関は、個人情報を収集するときは、取り扱う目的を明確にし、目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければなりません。また、法令等の規定に基づくとき、本人の同意に基づくときなど一定の場合を除き、本人から収集しなければなりません。

##### (エ) 保有特定個人情報を除く保有個人情報の目的外の利用及び提供の制限（第9条）

実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）について、法令等の規定に基づくとき、本人の同意に基づくときなど一定の場合を除き、取扱目的以外の目的で保有個人情報を利用し、又は提供してはいけません。

##### (オ) 保有特定個人情報の目的外の利用及び提供の制限（第9条の2、第9条の3）

保有特定個人情報（個人番号をその内容に含む保有個人情報）については、番号利用法 で認められている場合以外には、目的外の利用・提供はできません。

(カ) オンライン結合による提供の制限（第10条）

実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益の侵害のおそれがないと認められるときでなければ、外部との間でオンライン結合による保有個人情報の提供を行ってはなりません。また、提供を新たに開始しようとするときは、本人の同意に基づくときなど一定の場合を除き、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければなりません。

(キ) 安全性、正確性等の確保措置（第11条）

実施機関は、個人情報の漏えい防止など、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、保有個人情報を最新なものとするよう努めなければなりません。

(ク) 取扱い等の委託（第13条）

実施機関は、事務又は事業の全部又は一部を委託するに当たり、受託者が講ずべき個人情報保護のための措置の内容を契約等により明らかにしなければなりません。

(ケ) その他

その他条例では、職員等の義務（第12条）、指定管理者による個人情報の取扱いに関する実施機関の義務（第14条）、受託業務等に従事する者の義務（第15条）、個人情報の廃棄に係る実施機関の義務（第16条）、実施機関に対する苦情の処理に関する義務（第17条）を課しています。

イ 開示、訂正及び利用停止の請求権

条例では、自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求権について規定しており、その概要は、次のとおりです。

(ア) 自己情報の開示請求権（第18条～第26条）

何人も、実施機関が保有する自己の保有個人情報について、請求書を提出して開示を請求することができます。開示の請求があったときは、不開示情報（請求者以外の特定の個人を識別することができる情報、法人等が有する競争上の正当な利益を侵すことになる情報、個人の指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがある情報など）が含まれている場合を除き、実施機関はその保有個人情報を開示しなければなりません。

開示の請求があったときは、実施機関は、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して15日以内に、開示又は不開示の決定をしなければなりません。また、実施機関は、開示の決定をしたときは、速やかに行政文書の閲覧又は写しの交付等の方法により保有個人情報を開示します。

なお、実施機関があらかじめ定めた保有個人情報（試験結果等）については、口頭により請求を行う制度（簡易開示の制度）があります。

(イ) 自己情報の訂正請求権（第27条～第33条）

何人も、実施機関が保有する自己の保有個人情報について事実には誤りがあると認めるときは、請求書を提出してその訂正を請求することができます。

訂正の請求があったときは、実施機関は、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して30日以内に、訂正をする旨又はしない旨の決定をしなければなりません。

実施機関は、訂正をする旨の決定をしたときは当該請求に係る保有個人情報の訂正をしてその内容等を、訂正をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を、請求者に書面で通知しなければなりません。

(ウ) 自己情報の利用停止請求権（第34条～第38条）

何人も、実施機関が保有する自己の保有個人情報について、条例の規定に違反して取り扱われていると認めるときは、請求書を提出してその利用の停止（消去又は提供の停止を含む。）を請求することができます。

利用停止の請求があったときは、実施機関は、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して30日以内に、利用停止をする旨又はしない旨の決定をしなければなりません。

実施機関は、利用停止をする旨の決定をしたときは当該請求に係る保有個人情報の利用停止をしてその内容等を、利用停止をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を、請求者に書面で通知しなければなりません。

(エ) 決定に対する救済（第40条）

開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定について審査請求があった場合は、審査の公正を保つため、神奈川県個人情報保護審査会の議を経て、当該審査請求についての裁決を行わなければなりません。

（備考）平成28年4月1日以降、行政不服審査法の抜本的な改正に伴い、利便性向上のために自己情報開示請求等に係る不服申立てが審査請求に一元化されました。さらに、公正性の向上の観点から新たに導入された審理員制度については、既に個人情報保護審査会で実質的な審理を行っていることを踏まえ、適用除外とする規定を置くなど、条例等の所要の改正を行いました。

主な改正内容は、①不服申立て手続の審査請求への一元化、②審理員による審理手続に関する規定の適用除外、③不作為に対する審査請求の規定、④審査会提出資料等の写しの送付及び閲覧などです。

#### (4) 事業者に係る制度の概要

個人情報を保護するため、条例では、事業者に対し、個人情報の保護について自主的な努力を助長することを旨として、必要な施策を講じていますが、その概要は、次のとおりです。

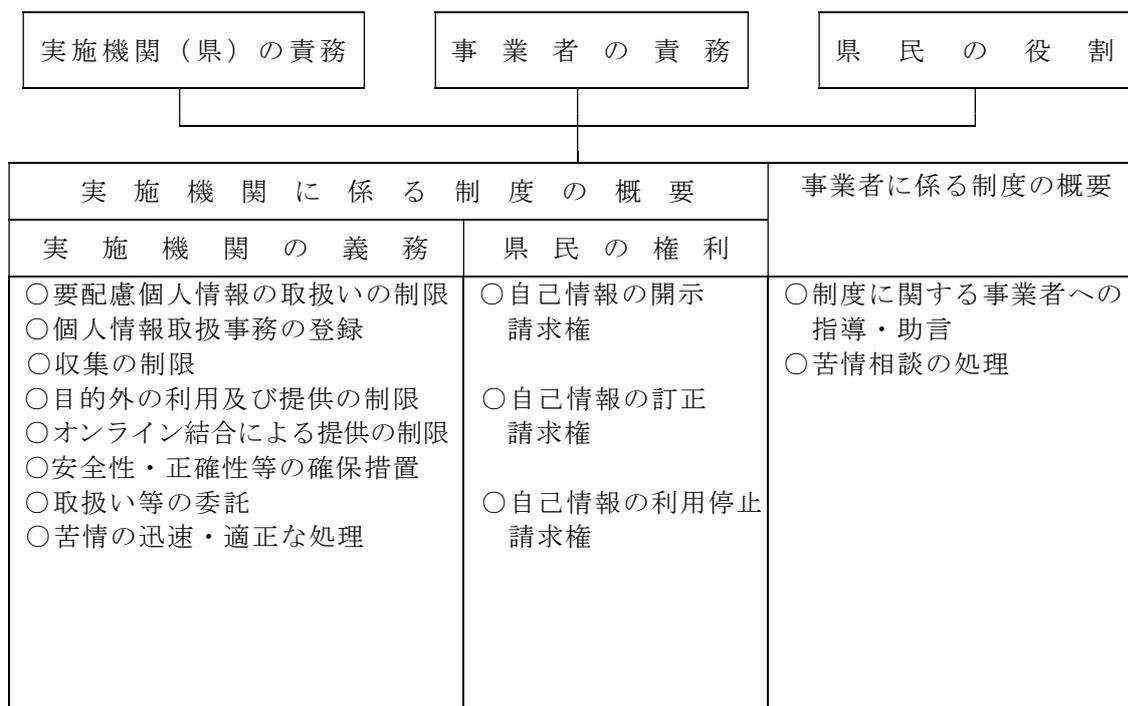
##### ア 制度に関する事業者への指導・助言（第46条）

知事は、事業者が個人情報の保護のための措置を適切に講ずることができるように、指導助言等を行わなければなりません。

##### イ 苦情相談の処理（第47条）

知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情相談があったときは、必要に応じ、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を要請し、迅速かつ適正に処理しなければなりません。

#### 【条例のあらまし図】



資料3 情報公開・個人情報保護審議会諮問書・答申書

(1) 神奈川県情報公開条例施行規則及び知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部見直しについて(諮問)

情公第1704号  
平成30年8月22日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会  
会長 人見 剛 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



神奈川県情報公開条例施行規則及び知事における個人情報の保護に関する  
神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部改正について(諮問)

次の1及び2について、見直しの必要性を認めますので、その方向性について貴審議会の御意見を賜りたく、神奈川県情報公開条例第30条第2項及び神奈川県個人情報保護条例第50条の規定に基づき諮問します。

- 1 行政文書の公開請求に対し全部公開決定をするとき、また、自己を本人とする保有個人情報の開示の請求に対し全部開示決定をするときの通知書に、審査請求ができる旨を教示すること。
- 2 行政文書の公開請求又は自己を本人とする保有個人情報の開示の請求に対し、電磁的記録を原本とする行政文書の写しを交付する際の交付方法について、当該電磁的記録を磁気ディスク等に複写した物による交付を原則とすること。

答 申 第 5 9 号

平成30年12月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 人 見



神奈川県情報公開条例施行規則及び知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部改正について（答申）

神奈川県情報公開条例第30条第2項及び神奈川県個人情報保護条例第50条の規定に基づき、平成30年8月22日付け情公第1704号で諮問のありました標記のことについては、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

(2) 知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する要配慮個人情報の取扱いについて (諮問)

情公第2798号

平成31年3月7日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 人見 剛 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する要配慮個人情報の取扱いについて (諮問)

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第6条の規定に基づき、別添事案に係る要配慮個人情報の取扱いについて御審議いただきたいので、諮問いたします。

# 別添

(第1号様式)

## 条例第6条の規定に係る要配慮個人情報該当案件

		区 分	個別	※案件番号	27
登録主管室課所名	福祉部障害福祉課				
所管室課所名	障害福祉課				
事務の名称	医療的ケア児支援体制整備事業事務				
事務の根拠法令等	なし				
事務の目的	医療的ケア児の実態把握調査を実施するため。				
対象となる個人の類型	医療的ケア児 の個人情報				
取り扱う要配慮個人情報の項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り扱う項目に○を付け、内容をかっこ内に記述すること。</li> <li>1 信条 ( )</li> <li>2 人種 ( )</li> <li>3 社会的身分 ( )</li> <li>4 犯罪の経歴 ( )</li> <li>5 刑事事件に関する手続 ( )</li> <li>6 少年の保護事件に関する手続 ( )</li> <li>7 犯罪により害を被った事実 ( )</li> <li>8 病歴 (病名) ( )</li> <li>9 心身の機能の障害 (障害者手帳の有無、障害支援区分) ( )</li> <li>10 健康診断等の結果 ( )</li> <li>11 医師等による指導・診療・調剤 (小児慢性特定疾病の受給者証の有無、医療的ケアの種類) ( )</li> </ul>				
理由 (要配慮個人情報を取り扱う必要性等)	<p>当該事務は、市町村への情報提供とともに、今後の県の支援や施策を検討する際の基礎資料とするため、医療的ケア児の実態把握調査を実施するものである。</p> <p>調査実施に際しては、要配慮個人情報である「病歴」、「心身の機能の障害」及び「医師等による指導・診療・調剤」、具体的には、病名、障害者手帳の有無、医療的ケアの種類等を収集する必要がある。</p> <p>これらの要配慮個人情報は、今後、医療的ケア児の支援等の検討を進めていくにあたり、どこにどのような状態の医療的ケア児が何人いるのか、今何に一番困難を感じているのか、といったデータを収集し、市町村と連携して支援を検討するという当該事務の目的達成に必要なものである。</p>				

備考 1 「区分」の欄には、「個別」又は「類型」と記入すること。

2 「※案件番号」の欄は、諮問の際に通し番号を付すので、記入しないこと。

以下、資料を省略する。

答 申 第 6 0 号

平成31年 3月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 人 見



知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する要配慮  
個人情報の取扱いについて（答申）

神奈川県個人情報保護条例第6条の規定に基づき、平成31年3月7日付け情公第  
2798号で諮問のありました「医療的ケア児支援体制整備事業事務」における要配慮  
個人情報の取扱いについては、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

